

令和2年4月28日

川西市立学校在籍
児童生徒の保護者の皆様

川西市教育委員会

市立学校における臨時休業期間の延長等について

新緑の候、平素は、本市教育の推進にご理解ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

川西市立学校については、国による緊急事態宣言が発令されたことを受けて令和2年4月7日（火）から5月6日（水祝）までの期間を臨時休業としているところですが、現在も、新型コロナウイルスの感染が市内等において発生し続けております。緊急事態宣言が延長されるかどうかの見極めを国も慎重に進めているなど、引き続き予断を許さない状況にあることから、このたび、県の要請を受け、さらなる感染拡大を防止するうえで、5月6日（水祝）までの臨時休業期間を令和2年5月31日（日）まで延長することとしました。

保護者のみなさまにおかれましては、引き続き、不要不急の外出は控え、基本的な感染症対策の実施（感染源を絶つ。感染経路を絶つ。抵抗力を高める。）、集団感染のリスクへの対応（密閉空間、密集場所、密接場面を避ける）等、感染防止対策をお願いします。

なお、今後、状況の変化があった場合には、変更が生じる場合もあることを申し添えます。

1 臨時休業となる期間

令和2年5月31日（日）まで （令和2年6月1日（月）に再開予定）

2 各ご家庭での対応について

- （1）休業期間中のお子さまの健康状態については、健康観察カード（5月以降の健康観察カードについては、各学校のホームページに掲載しております）を活用いただくなどし、記録願います。発熱、咳などの症状が続く場合は、医療機関を受診する前にまず伊丹健康福祉事務所に電話で相談いただき、その指示に従ってください。
- （2）学校からの連絡は、引き続き、学校ホームページ、学校連絡メールにて行います。学校連絡メールへの登録がまだの方は至急登録願います。
- （3）お子さまの健康や生活・学習状況の確認については、今後、緊急事態宣言が延長されるかどうか等、状況を見極めながら対応を検討してまいります。決定した内容については、5月11日の週以降、適宜、学校ホームページ、学校連絡メールでお知らせします。ご家庭におかれましても、お子さまの見守りに引き続きご協力をお願いします。
- （4）万が一、お子さまが新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染者の濃厚接触者となった場合には、速やかに学校にご連絡をいただきますようお願いいたします。
- （5）学校再開日の連絡については、学校ホームページ及び学校連絡メールにて行います。

- (6) 休業が長期に及んだことなどによる不安や恐れなど、お子さまが心理的ストレスを抱えてしまっていることも考えられます。その場合は、学級担任や下記の相談窓口まで遠慮なくご相談ください。

★こども悩み相談電話 072-758-7830
★子どもの人権オンブズパーソン 0120-197-505
★ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉
24時間ホットライン 0120-0-78310

- 3 臨時休業期間中の学校でのお子さまの預かりについて
これまで通り、実施しません。

- 4 留守家庭児童育成クラブについて
これまで通り、5月31日(日)まで、臨時閉所します。ただし、就労等の事情により利用がどうしても必要な方については、申し出に基づき、受け入れを継続しますので、お子様が入所されている留守家庭児童育成クラブへご相談ください。

※ 川西市医師会と川西市教育委員会との協議により、当面の間、37.5℃以上の熱があった場合は、解熱日を0日とし、解熱後2日経過するまで通所を控えていただくことになりました。

★発熱がある際の通所を控えていただく期間の数え方

	0日目	1日目	2日目	3日目
発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	通所可能
通所不可	通所不可	通所不可	通所不可	通所可能

発熱がある場合は、最短でも3日間は通所を控えてください。

- 5 その他

臨時休業期間中、お子さまがどのような生活を送られているのかを把握し、教育委員会として、お子さまにどのような支援を行っていく必要があるのかを検討するために、学校連絡メールを使ったアンケートを実施します。詳細は、5月1日(金)に学校連絡メールにて教育委員会から直接配信しますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- 6 問い合わせ先

学校教育課(740-1254) 社会教育課(740-1215)